

内閣官房内閣人事局企画官の募集について

1 採用予定官職

内閣事務官（内閣官房内閣人事局企画官）

2 職務内容・求められる能力

（１）職務内容

公務の持続可能性を確保し、複雑多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、人材育成を戦略的に進め、人材の活躍を推進する必要があります。

このような観点から、公務部門において多様で有為な人材が活躍できるよう、効果的な研修・講習会の実施、各府省が効果的な人材育成を実施するために有益な情報・ツール等の提供など職員に新しいスキルを習得させ、能力の再開発を支援する様々な取組を進めているところです。

また、業務の効率的な実施や環境変化への対応、職員の人材育成や能力の活用、組織文化の醸成等の観点で幹部・管理職のマネジメントは極めて重要であることから、職員に対するキャリア形成支援、マネジメント向上に向けた取組を進めているところです。

民間企業等における先進的な取組を踏まえ、内閣人事局における具体的な取組をより積極的・効果的に進めていくため、以下のような業務の企画立案・実施及び関係する人事行政に関する業務を管理職として担当する職員を募集いたします。

- ① 多様で有為な人材の活躍を推進するための研修や講習会の企画立案・実施
- ② 職員のキャリア形成支援に関する企画立案・実施
- ③ 幹部・管理職のマネジメント向上に向けた企画立案・実施

（２）求められる能力

- ① 課題の的確な把握・分析及びそれに対する施策の企画立案能力
- ② ICTを活用して効率的・効果的に業務を遂行する能力
- ③ 各府省及び関係機関との調整能力
- ④ 諸情勢を踏まえた適切な判断能力

3 募集人員

1名

4 採用予定期間

令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日（予定）

（職務の状況によって、任期の更新もあり得ます。）

5 応募資格

上記2の職務内容に従事することにかんがみ、以下の①～④のすべての要件を満たす方とします。

- ① 大学卒業又は同等以上の学歴を有すること。

- ② 民間企業等において、人材育成に関する業務に従事した経験を有し、かつ、マネジメント業務に従事した経験を有すること。
- ③ 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能であること。
- ④ 日本国籍を有していること。

なお、以下のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ・ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

6 待遇等

(1) 採用形態

- ・ 「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」により、任期付の常勤の国家公務員として採用します。
- ・ 現職の国家公務員の場合は、内閣官房への人事異動となります（任期は原則として2年間の予定）。

(2) 給与

給与については、これまでの経歴等を考慮の上、国家公務員の給与規定（一般職の職員の給与に関する法律等）に基づき、決定します。

(3) 勤務時間・休暇

勤務時間：午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日、年末・年始（12月29日から1月3日）を除く。必要に応じて超過勤務あり。また、フレックスタイム制の適用も可能です。）

休 暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。4月1日採用の場合は15日）、特別休暇、病気休暇、介護休暇

(4) 加入保険等

国家公務員共済組合に加入

7 選考方法

一次選考：書類審査

二次選考：面接

※ 書類審査の結果、二次選考を行うこととなった方のみに二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。

8 勤務地

内閣官房内閣人事局（千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館）

9 応募方法

次の書類を令和5年2月15日（水）（必着）までに以下の提出先に郵送してください。
（応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続以外の目的には使用いたしません。）

(1) 提出書類

- i 履歴書（市販の用紙で可）※写真貼付
- ii 志望理由をまとめたもの（A4横書き）
- iii これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4横書き）

(2) 応募期限

令和5年2月15日（水）（必着）

(3) 提出先

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣官房内閣人事局 職員担当
電話 03-6257-3732

(4) その他

書類提出の際には、封筒の表に「内閣官房内閣人事局企画官応募」と朱書きしてください。

10 その他

- (1) 現在、職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職する必要があります（休職は不可）。なお、国家公務員が応募する場合は、所属する各府省の人事担当課を通じて応募してください。
- (2) 採用内定者には、自己負担により任意の医療機関で、健康診断を受診していただきます。
- (3) 採用後はマイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめマイナンバーカードの取得を行う必要があります。